

『パフォーマンス教育』

編集・投稿規程

1. 本誌は、パフォーマンス学および心理学、文化人類学、スピーチ・コミュニケーション学、演劇学などの関連領域に関する「論文」「研究ノート」「事例報告」「書評」で、他誌に未発表のものを掲載することとします。
2. 本誌編集には編集委員会があたり、投稿原稿の採否および掲載区分は、査読に基づく審査により決定します。また、編集委員会の判断により、外部からの依頼論文、翻訳論文、学会大会報告等を掲載することがあります。
3. 投稿にあたり、第1著者は本学会員に限ります。なお、共著者はその限りではありません。
4. 投稿区分は以下のとおりです。
 - ①論文： パフォーマンス学に関する理論研究や、その教育方法に関する実践的研究で、オリジナリティがあるもの。
 - ②研究ノート： パフォーマンス学に関する萌芽的研究。
 - ③事例報告： パフォーマンス学に関する実践事例の報告。
 - ④書評： パフォーマンス学に関する書籍の紹介・批評。
5. 原稿は別途定める執筆要項に従って作成し、本原稿（プリントアウト）のほかに、Word ファイルをメール添付または記録媒体によって提出してください。
6. 著者による校正は、原則として初校1回のみとします。
7. 投稿内容に関する一切の責任は、すべて投稿者にあるものとします。
8. 投稿の締切は、毎年12月第3水曜日とします。
9. 本誌の編集委員会事務局は以下におくこととします。

「パフォーマンス教育」編集委員会 事務局

〒156-0045 東京都世田谷区桜上水 4-18-26 国際パフォーマンス研究所内

Tel: 03-5357-3858 Fax: 03-3290-0590

E-mail: ipef@spis.co.jp

以 上

『パフォーマンス教育』

執筆要項

1. 原稿は、原則としてパーソナルコンピューターにてご執筆ください。
2. 投稿を希望する場合は、事前に編集事務局に連絡して原稿フォームを取り寄せ、または、社団法人パフォーマンス教育協会(国際パフォーマンス学会)オフィシャルホームページより原稿フォームをダウンロードの上、その体裁に従って原稿を作成してください。
3. 投稿原稿の1頁目に以下のいずれかの投稿区分を記してください。
「論文」「研究ノート」「事例報告」「書評」
なお、編集委員会の査読結果により、区分の変更を求める場合があります。
4. 原稿のタイトルには英文を付記してください。
5. 原稿は、「である調」「新かなづかい」「常用漢字」による執筆を原則とします。
6. 項目立ての番号表記は下記を原則とします。
大項目 1. 2. 3. 4.
中項目 (1) (2) (3) (4)
小項目 ① ② ③ ④
7. 参考文献は原稿の末尾にまとめ、以下のルールに従って記載してください。
 - (1) 外国語文献、日本語文献の順とする。
 - (2) 外国語文献はアルファベット順、日本語文献はアイウエオ順とする。
 - (3) 書籍の場合は、著者名、発行年、書籍名、出版社名の順に記載する。
 - (4) 雑誌・論集記事の場合は、著者名、発行年、タイトル、掲載誌、頁番号の順に記載する。
 - (5) 新聞記事の場合は、著者名、発行年月日、タイトル、掲載紙の順に記載する。
 - (6) 各項目間には「,」（コンマ）を入れて区切る。（書籍名と出版社名の間は不要）
 - (7) 外国語文献のタイトルはイタリック体にする。
8. 図表には、図 1. 図 2. 表 1. 表 2. のように、それぞれ通し番号を付けてください。
なお、オリジナルの場合を除き、出典を明記してください。（必要に応じて原著者、または著作権所有者から使用許可を得ておいてください）。
9. 文献は本人の著であっても「筆者」「拙著」等とせず、著者名で表記してください。
10. 掲載にあたっては本誌編集方針に則り、表記・表現上の多少の整理をする場合があります。

以 上

『パフォーマンス教育』

編集委員会規程

第1条 社団法人パフォーマンス教育協会(国際パフォーマンス学会)は、会則に基づき、機関誌『パフォーマンス教育』の編集・発行のために編集委員会(以下本委員会という)をおく。

第2条 本委員会は、編集委員長1名と編集委員若干名により構成する。

2 編集委員長は、理事会の推薦に基づき、会長がこれを委嘱する。

3 編集委員は、編集委員長の推薦に基づき、会長がこれを委嘱する。

第3条 編集委員長および編集委員の任期は原則として3年とし、再任を妨げないものとする。

第4条 編集委員長は、編集委員会を主宰し機関誌の編集を統括する。

第5条 投稿論文は、複数名の査読者による審査を経て、編集委員会で掲載の可否が決定される。

2 編集委員長は、編集委員以外にも査読を依頼することができる。

第6条 投稿規程や執筆要項、その他必要な施行細則は、編集委員会により別途定めるものとする。

第7条 編集委員長は、必要に応じて編集委員会を招集することができる。

附則 この規程は2001年1月19日より施行する。

2 規程の改定については、パフォーマンス教育協会理事会の議を経て行うものとする。